

高知県保険者協議会設置運営規程

(目的)

第1条 高知県保険者協議会(以下、協議会という。)は、高知県内の保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第2項に規定する保険者及び都道府県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。)の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、高知県医療費適正化計画の策定又は変更、同計画の実施についての都道府県への協力、高知県医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出等を行うことを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- (2) 保険者に対する必要な助言又は援助
- (3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
- (4) 医療費適正化計画の策定及び変更に関し、保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (5) 医療費適正化計画の実施についての都道府県への協力
- (6) 医療計画の策定及び変更に関し、保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出

(構成)

第3条 高知県内の保険者等で構成し、次の団体を代表する者を委員とする。

- (1) 高知県
 - (2) 全国健康保険協会高知支部
 - (3) 健康保険組合
 - (4) 健康保険組合連合会高知連合会
 - (5) 国民健康保険の保険者たる市町村
 - (6) 国民健康保険組合
 - (7) 高知県国民健康保険団体連合会
 - (8) 共済組合
 - (9) 高知県後期高齢者医療広域連合
 - (10) 医療関係者
- 2 前項第10号の医療関係者は、高知県医師会とする。
- 3 協議会は、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び栄養士会を代表する者、学識経験者並びに企業及び大学等の関係者等の参画及び助言を求める事ができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員の任期が満了したときは、後任者が専任されるまで引き続き在任するものとする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 役員は委員の互選により選任する。ただし、必要があるときは、委員以外の者から選任することを妨げない。
 - 3 監事は、会長又は副会長を兼ねることができない。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の財務を監査し、定期的に監査報告を行う。

(実務担当者部会の運営)

第7条 協議会には、第2条に掲げる事項について具体的な検討を行うため、実務担当者部会を設置することができる。

- 2 実務担当者部会は、協議会から付託された事項について調査協議し、その結果を協議会に報告する。実務担当者部会の設置要綱は、別に定める。

(会議)

第8条 会議は、協議会及び実務担当者部会とし、必要に応じて会長が招集する。

- 2 実務担当者部会は、会長が指名した部会員をもって構成する。

(議事)

第9条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 協議会の議事は、委員のうち会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(費用の負担)

第10条 協議会の運営等に要する経費については、協議会を構成する関係者が応分に負担する。

(事務局)

第11条 協議会の事務は、高知県及び高知県国民健康保険団体連合会が処理する。

- 2 事務局に事務局長及び出納員を置く。事務局長は事務局を統括する。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第12条 この運営規程に定めるもののほか、協議会の運営その他庶務の分担に関する事項については、第3条第1項各号に掲げる委員間において協議する。

附 則

- 1 この運営規程は、平成27年7月28日から施行し、平成27年7月1日から適用する。
- 2 第9条に定める経費については、国から助成を受けられる間については、当該助成額を控除して得た額とする。
- 3 平成21年4月1日施行の高知県保険者協議会運営規程は、この規程の施行と同時に廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第10条に定める経費については、国から受ける助成額を控除して得た額とする。

[一部改正]

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成30年7月24日から施行し7月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、令和元年8月13日から施行する。